

市役所からの お知らせ

国民年金

第1号被保険者への
独自給付をご存知ですか

▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子など）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

金額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が36か月以上ある場合は、8500円が

加算されます。

▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。（令和8年4月1日以前に死亡された場合は、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ受給できます。）

遺族基礎年金は、子のある配偶者が受ける場合、基本額（78万100円）に子の加算額（1人目と2人目はそれぞれ22万4500円、3人目以降は1人につき7万4800円）

を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1・2級の状態にある子をいいます。

▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったことがある、老齢基礎年金を受けていた、または妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

問合せ 市民課 ☎（275）6241 または堺西年金事務所 ☎（243）7900

税

固定資産税・都市計画税の納税
通知書をご確認ください

本年1月1日現在で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、今年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。

※免税点未満（課税標準額が土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満）の場合は送付されません。また、納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤りがないかご確認ください。

納税通知書が届いていなかったり、内容に誤りや疑問点があったときは
税務課 ☎（275）6109までお問い合わせください。

固定資産税等の減免

自ら住んでいる自己居住用資産（土地・家屋）を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ① 1月1日現在で、所有者が寡婦（寡夫）、特別障がい者、または65歳以上のいずれかであること
 - ② 所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
 - ③ 所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
 - ④ 固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
 - ⑤ 自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること
- ※申請は第1期納期限までに行ってください。

申請・問合先 税務課

☎ (275) 6109

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は原動機付自転車を含むすべての自動車1台ごとに、自動車損害賠償保障法に基づき加入が義務づけられています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

なお、市役所で自賠責保険等の加入手続きはできません。自賠責保険等の各取扱代理店で加入手続きを行ってください。

問合先 税務課

☎ (275) 6097

後期高齢者医療

保険料率が変わりました

▼大阪府令和元年度の保険料率

年間保険料（限度額62万円）＝被保険者均等割額（被保険者1人あたり5万1491円）＋所得割額（被

保険者の所得×所得割率9・90％）
▼保険料の軽減

所得の判定区分 世帯の総所得金額等 (同一世帯内の被保険者と世帯主)	令和元年度の 軽減後の被保険者 均等割額(軽減割合)	令和2年度の 軽減割合	令和3年度の 軽減割合
33万円まで	7,723円(8.5割)	7.75割	7割
当該世帯の被保険者全員の 各所得が0円の場合 [公的年金等控除額は80万円として計算]	10,298円(8割)	7割	
33万円+(28万円 ×被保険者の数) まで	25,745円(5割)	5割	
33万円+(51万円 ×被保険者の数) まで	41,192円(2割)	2割	

①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（年額5万1491円）が表のとおり軽減されます。本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（8.5割、9割）されてきましたが、皆さんが安心して医療を受けられるようにするため、今年度から段階的に見直しを行っています。

※9割軽減の対象であった方について

固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税の

納期限は、

5月31日 金

固定資産税……………1期分
都市計画税……………1期分
軽自動車税……………全期分

問合先 税務課 ☎ (275) 6094

自動車税

問合先

府自動車税コールセンター
☎ 0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

では、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。（ただし、住民税課税世帯の方は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料納付実績等に応じて異なります。）8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り8.5割軽減を据え置きます。

②後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の軽減割合が8割または8.5割に該当する方はそれぞれの軽減割合が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

問合先 健康づくり課 ☎(275) 6392
または大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06(4790)2028

7月から普通徴収（口座振替や納付書による納付）が始まります

後期高齢者医療保険では、普通徴収については暫定保険料がありま
せんで、4月から6月の間は口座
振替や納付書による納付はありま
せん。ただし、過年度分に対する保
険料については納付書を送付しま
す。（過年度分については口座振替で
きません。）

7月中旬に今年度の保険料決定通
知等を送付しますが、普通徴収だ
けの方は、年間保険料を7月から翌
年3月までの9回で納付していただ
くことになります。

問合先 健康づくり課
☎(275) 6392

国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘
れのないように指定した口座から自
動的に月々の保険料が引き落とされ

る口座振替で納めていただくこと
になっています。

ご登録がまだの方は、キャッシュ
カードを持って健康づくり課で手続
きしていただくか、通帳・通帳届出
印・保険証を持って、指定の金融機
関、郵便局、ゆうちょ銀行の各窓口
で手続を行ってください。

問合先 健康づくり課
☎(275) 6374

各種

視覚障がいをお持ちの方を支え
る周囲の方へ
声の広報はご存知ですか？

視覚障がいをお持ちの方向けに毎
月「声の広報たかいし（CD版の広
報）」を発行しています。各種生活
情報をお求めの方へお勧めです。周
囲に視覚障がいをお持ちでご利用が
まだの方がいらつしゃれば、ぜひお
知らせください。

お求めの場合は、市視覚障害者福
祉会事務局 ☎(262) 0580へお問
い合わせください。



交換期間

5月16日^木～22日^水
午前10時～午後5時

※土・日曜日実施します。

市役所（別館1階会議室111）

ご高齢等のために会場に来ることが
難しい場合は、ご相談ください。

平成30年度の余った無料普通ごみ処理券を 日用品と交換します！

平成30年度の無料普通ごみ処理券（青）を使い切らずに残されている場合、
15枚（1シート）をトイレトペーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リッ
トルのごみ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない
場合でも、8枚以上あればトイレトペーパー1ロールと交換します。

問合先 生活環境課 ☎(275) 6266

**5月15日に市内の
防災行政無線のスピーカーから
放送が流れます**

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、全国一斉情報伝達訓練を行います。これは、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いた訓練で、高石市以外の全国の地域でも同様の訓練が行われます。

放送時間 午前11時頃

問合せ先 危機管理課

☎ (275) 6247

支援教育の取組み

市内の小中学校や幼稚園等では、支援を必要とする子どもが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。各学校の協力体制のもと、支援学級に在籍する障がいのある子どもだけでなく、通常の学級に在籍する支援を必要とする子どもについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じ

た適切な指導や支援を行っています。

また、通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーションに課題のある子どもへの支援を進めるとともに、各学校の支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

問合せ先 学校教育課

☎ (275) 6434

日本脳炎予防接種は、お早めに！

日本脳炎は蚊によって媒介される感染症です。海外では現在も流行しており、発症すると重大な障がいが残ったり、死亡することもあります。蚊が多くなる前に接種されることをお勧めします。

定期接種 1期…生後36～90か月未満の間に6～28日の間隔で2回接種後、約1年間あけて1回接種。

2期…9～13歳未満の間に1回接種。
救済措置 ▼平成19年4月1日以前に生まれた接種未完了の方は、1期

3回・2期1回の合計4回のうち、未接種分を20歳未満の間に接種。

▼平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれのうち1期未完了の方は、未接種分を9～13歳未満の間に接種。
場所 市内指定医療機関（要予約）

費用 無料

持ち物 母子健康手帳、予防票

問合せ先 地域包括ケア推進課

☎ (267) 1160

特定健診特別金利定期貯金のご案内

ＪＡいずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパ―定期貯金（10万円～100万円）を新規で預けると年0・20％の金利が適用されます。

期間 令和2年3月31日まで

対象 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳しくは、ＪＡいずみの店頭の商品概要説明書またはＪＡホームページ <http://www.ja-izumino.or.jp/> をご覧いただくか、お近くの各支店へお問い合わせください。

G20 大阪サミット開催に伴う交通規制のお知らせ

6月27日 
～ 30日 

6月28日・29日にG20大阪サミットがインテックス大阪で開催されることに伴い、左記の4日間は高速道路や大阪市内等で大規模かつ長時間の交通規制を実施します。マイカー利用の自粛・業務用車両の運行調整にご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先 G20 大阪サミット関西推進協力協議会

☎06(6210)9401



交通規制について詳しくはこちら▶
[大阪府警HP]



特別障害者手当・障害児福祉手当について

▼特別障害者手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者と一定期間病院に入院している方を除く）

支給額 月額2万7200円（2月・5月・8月・11月に支給）

▼障害児福祉手当

対象 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい児で20歳未満の方（福祉施設入所者を除く）

支給額 月額1万4790円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限がありません。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

問合先 高齢・障がい福祉課
☎（275）6294

被災者生活再建支援

昨年9月に市内を通過した台風第21号により被害を受けた方に対して、

住宅の損害程度や再建方法に応じた支援金を給付します。

対象 家屋が被災し、り災証明の判定が「全壊」、「大規模半壊」、または半壊以上の判定を受け、やむを得ない理由により解体した世帯

上限額 ▼基礎額…100万円（被災程度による）、▼加算額…200万円（再建方法による）

申込・問合先 社会福祉課
☎（275）6283

悪質電話防止装置の無料貸出

近年、悪質電話等による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として市では、悪質電話防止装置の無料貸出を実施します。

貸出開始日 6月3日から（予定）

対象 市内在住の65歳以上の方

募集 迷惑電話番号からの着信を自動で拒否する着信拒否機30台、相手へ録音する旨の警告メッセージを流した後に自動で録音を開始する通話録音機100台（いずれも応募多数の場合、抽選）

申込・問合先 5月24日までに経済課 ☎（275）6149窓口へ

「アポ電」かも… 知らない番号からの電話に出るのは危険

消費生活センターだより
Consumer service center newsletter



事例1 テレビの制作会社を名乗る人から電話があり、「所得は500万円より上ですか」などと聞かれたが、「答えられない」と言って電話を切った。後日警察の協力団体を名乗る者から、「テレビ番組に関して電話がなかったか。捜査で押収した名簿に名前が登録されている」という電話があった。（70歳代 女性）

事例2 消防署の職員を名乗る人の電話で、「1人暮らしか」と聞かれ、「はい」と答えてしまった。「災害時にすぐに救助できるように確認している」と言われたが不審だ。（女性）



実在する機関や企業、家族をかたり、家族構成や資産状況等を聞き出そうとする「アポ電」と思われる電話に関する相談が寄せられています。着信番号通知や録音機能を活用し、誰からの電話が分かった上で電話に出るなどしてトラブルを避けましょう。心当たりのない着信に出してしまった場合も、「〇〇です」と自分の名前を名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を続けず、すぐに電話を切ってください。特に高齢者等に対しては、家族はもちろん地域でも、身近な人を見守り、様子の変化などに気をつけましょう。不審な電話があったら、すぐに警察や消費生活センター等にご相談ください。

困ったときは、
消費生活センターへ
☎（267）5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第333号」から抜粋・イラスト黒崎玄

雨水貯留タンクの 購入費用を一部助成

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和し、貯めた水は庭木の散水などで利用することにより水道料金や下水道使用料の節約につながります。

また、非常時の生活用水（飲用を除く）にも利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前に上下水道課へご相談ください。

対象 市内に住宅を所有され、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6か月以内の方
※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。

助成額 購入費の3分の2に相当する額と貯留容量（ℓ）×2000円の額を比較し、いずれか少ない方の額を助成。（上限4万円）

申込・問合せ 11月29日までに上下水道課 ☎（275） 6419へ

みんないっしょに生きる社会を

まっぼくり

憲法と天皇の関わり

5月1日に第126代の新しい天皇が即位されました。そして日本初の元号である645年の「大化」に始まり248を数える「令和」に元号が改まりました。

さて、元号が改まりすぐの5月3日は、日本国憲法の施行を記念し国の成長を期するとして「憲法記念日」です。そして1日〜7日までの1週間は「憲法週間」で、今年の5月号は、改元にちなんで憲法と天皇について見ていくことにします。

始めに、明治22年に制定された大日本帝国憲法では、主権は天皇にあると定められ、憲法が定める権利は、天皇が与える「臣民の権利」であり、法律の範囲内にとどまり、議会や内閣の役割も限定されていました。そして、日本は第2次世界大戦への道を歩むことになりました。昭和20年8月、日本はポツダム宣言を受け入れ連合国に降伏しました。そして、日本は民主化の中で新しい憲法の制定に着手し、議会の審議を経て、昭和21年11月3日に日本国憲法として新たな憲法が公布され、翌年の5月3日から施行されました。

まったく新しくなった日本国憲法は、国民主権を基礎とする憲法で、国政は国民の代表者が行い、天皇は国政に関する権能を持たず、憲法に定められた国事行為のみを行なうことになりました。具体的に憲法の条文に沿って見ていくと、第一章の第1条には、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とあります。第3条には、「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」とあります。また、第4条では「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」とあります。以下第6条で天皇の任命行為、第7条で天皇の国事行為をそれぞれ次のように定めています。

任命行為…国会の指名に基づく、内閣総理大臣の任命・内閣の指名に基づく、最高裁判所の長たる裁判官の任命
国事行為…憲法改正・法律・政令及び条約を公布、国会の召集、衆議院の解散、国会議員の総選

挙の施行の公示、国務大臣等の任免等の認証、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除及び復権の認証、栄典の授与、条約の批准書及びその他の外交文書の認証、外国の大使及び公使の接受、儀式的挙行

なお、天皇の仕事にはこのように憲法で定められた公務（国事行為）のほかに、憲法には書かれていない、象徴としての公的な活動（公的行為）があります。来日した外国の元首をもてなしたり、文化やスポーツなど様々な分野で活躍される人をねぎらわれたり、戦没者の追悼、自然災害の被災地のお見舞いなどがあります。

今後とも憲法をめぐる改正論議等様々な動きに、私たちは関心を持って注視していきたいと思えます。

人権推進課
☎（275） 6279